

## 水俣市若年層住宅取得応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における若年層の移住・定住を促進するため、定住を目的として住宅を取得した世帯に対し、水俣市若年層住宅取得応援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市に住所を有し、専らその生活基盤を本市に置き、自ら所有する住宅に5年以上継続して居住することをいう。
- (2) 住宅 専用の玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、独立して生計を営むことができるように建築された家屋をいう。
- (3) 新築 自らの居住に用いるために新たに建築した住宅をいう。
- (4) 建売住宅 不特定多数の購入者を想定して建築された住宅で、完成品として売り出されるもの（分譲マンションを除く。）で、かつ建築後一年以内の住宅をいう。
- (5) 中古住宅 第2号に規定する住宅のうち、過去に住居として使用された住宅をいう。
- (6) 取得 自己の居住の用に供するために住宅を新築し、又は建売住宅若しくは中古住宅を購入することをいい、贈与又は相続によるものを除くものとする。
- (7) 市内事業者 本市に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に自らが定住することを目的として住宅を取得した本人又は配偶者の年齢が、住宅取得時において39歳以下であること。
- (2) 令和7年4月1日以降に住宅の引渡し及び所有権保存（移転）登記を行い、住所を移した者であること。
- (3) 住宅の取得後6月以内に当該住宅を居住の用に供すること。
- (4) 本市に納付すべき市税等を滞納している者がいない世帯であること。
- (5) 申請日において、定住することを誓約した者であること。
- (6) 申請日において、居住する地域の自治会に加入している世帯に属している者であること。
- (7) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の表のとおりとする。

区分	奨励金額
① 新築住宅（建売住宅含む）の取得	50万円
② ①の住宅を市内事業者が建築した場合の加算金	50万円
③ 中古住宅の取得	20万円

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅に住所を移した日から1年を経過する日までに水俣市若年層住宅取得応援奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し等
- (3) 取得した住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）又はその写し
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 納税義務のある世帯員全員の本市の市税に滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、水俣市若年層住宅取得応援奨励金交付決定・確定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、奨励金の交付を不相当と認めるときは、水俣市若年層住宅取得応援奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金の交付の決定の通知を受けた申請者は、水俣市若年層住宅取得応援奨励金交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

(奨励金の交付方法)

第8条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の取消し等)

第9条 市長は、奨励金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の申請日から5年未満で本市から転出したとき。
- (3) 奨励金の申請日から5年未満で対象住宅を売却又は賃貸借したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、水俣市若年層住宅取得応援奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）にその理由を

付して、奨励金の交付を受けた者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定による取り消しを受けた者に既に交付した奨励金がある場合は、奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により奨励金の返還を命じるときは、水俣市若年層住宅取得応援奨励金返還通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(関連要綱の廃止)

2 水俣市住居取得支援補助金交付要綱(令和4年告示第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の水俣市住居取得支援補助金交付要綱第4条の規定により補助金の認定を受けた者への補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。